



JFニュースレター 2020.6.29

7月1日から、レジ袋有料化がスタートします 夏場の食中毒と従業員の健康管理に注意願います

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 赤塚 保正

〇7月1日から、レジ袋有料化義務化が開始されます。

ご案内の通り、7月1日から小売、外食を営む全ての事業者が対象となるプラスチック製買物袋の有料化が開始され、無料配布は禁止されますが、一方、新型コロナ禍において、外食各社はデリバリーメニュー等の拡充により、その対応に苦慮されています。また、バイオマス素材袋の不足等の諸事情により有料化への対応の遅延が想定されています。今般 JF の要請により、農水省においてレジ袋有料化への対応窓口が設置されました。デリバリーや予め作られた弁当の持ち帰り袋、バイオマス素材や持ち手がない袋等の場合は、有料化の対象ではありませんが、今後のメディア対応、消費者への説明方法等について不明な点がございましたら、JF または、農水省の担当者へ何なりとお問い合わせ下さい。

・農林水産省食品環境対策室 容器包装リサイクル班(菅井、高橋、大木)

電話 03-3502-8499 (直通)

〇テイクアウトやデリバリー食品の衛生管理に注意願います。

新型コロナ禍で、飲食店のテイクアウトやデリバリーの需要が増えています。

梅雨を迎える時期は食中毒のリスクが高まりますので、調理・販売にあたっては十分な衛生・品質管理をお願いします。特に、ランチタイム等の繁忙時に合わせて商品を準備する場合は、商品の温度管理等を徹底し、ラベルや口頭で消費者に早めの喫食を促すようにお願いします。

厚生労働省（事業者向け）と農林水産省（消費者向け）がリーフレットを作製しています。

・飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理等について・その2（厚生労働省 R2.6.12）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000639489.pdf>

・「テイクアウトを楽しむために」（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/foodpoisoning/attach/pdf/teiku-4.pdf>

・外食業の事業継続のためのガイドラインと Q&A（JF）

http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514_21.pdf

夏場の高温時期を迎え、加熱調理を行う厨房や駐車場の誘導など野外作業に従事する従業員のマスク着用、店舗内の換気についてお問い合わせが増えていますので、Q&A に Q8、Q9 を追加しました。野外では、マウスシールドを使用するなど、従業員の健康に配慮した工夫をお願いします。

※ 本ニュースレターは、情報共有を図るため、JF 会員にお送りしています。

この件については、JF と食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせは JF 事務局：田村（03-5403-1060）、財団事務局：松崎（03-5403-1064）をお願いします。

■ 新型コロナウイルスに関する情報は、協会のホームページにも掲載しています。 <http://www.jfnet.or.jp/>